

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告等による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒 ②合成清酒 ③しょうちゅう ④みりん ⑤ビール ⑥果実酒類 ⑦ウイスキー類 ⑧スピリッツ類 ⑨リキュール類及び⑩雑酒である。

各種類の基準アルコール分及び基準税額（1ℓ当たりの従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	94,600円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		70,472円
甘味果実酒	アルコール分12度	103,722円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑 酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
◇	◇ 25%以上50%未満のもの	178,125円
◇	◇ その他のもの	134,250円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒（その他）	アルコール分12度	103,722円

（注）（1） 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額の税率を適用して賦課するものをいう。

（2） 酒税に対する特別措置

清酒、しょうちゅう及び果実酒については、平成元年4月1日（合成清酒及び発泡酒については、平成15年4月1日）から同20年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300ℓ以下の製造者が移出する種類ごとの一定数量（200ℓまで）のものに対し軽減税率（本税率の70%（清酒及びしょうちゅう甲類は、平成18年4月1日から平成20年3月31日まで、しょうちゅう乙類については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までは本税率の75%））が適用される（租税特別措置法第87条）。

ビールについては、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300ℓ以下の製造者が移出するビールの一定数量（200ℓまで）のものに対し軽減税率（本税率の80%）が適用される（租税特別措置法第87条の6）。

（3） 沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、指定を受けた製造場から県内へ移出される酒類について、軽減税率（本税率の80%（しょうちゅう乙類にあっては65%））が適用される。

8-1 酒 税 関 係 総 括 表

酒税関係総括表

区 分		課税数量	税 額	製成数量	製造場数	販売場数
		ℓ	千円	ℓ	場	場
平成12年度		80,360	外44,958 13,250,610	80,893	内5 59	5,969
	13	76,728	外 382 12,692,716	76,453	内6 60	5,837
	14	77,206	12,465,095	79,720	内6 60	5,723
	15	82,443	13,822,464	84,038	内5 60	5,458
	16	83,049	14,094,124	86,895	内6 62	4,935
清	酒	×××	×××	×××	—	—
合	成	—	—	—	—	—
しょうちゅう	甲	×××	×××	×××	2	—
	乙	×××	×××	×××	内5 51	—
	計	28,893	5,899,247	31,120	内5 53	—
みりん		—	—	—	—	—
ビール		32,067	5,757,272	33,727	4	—
果実酒類	果実酒	131	6,371	153	2	—
	甘味果実酒			0	—	—
	計	131	6,371	153	2	—
ウイスキー類	ウイスキー	×××	×××	×××	—	—
	ブランデー	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	×××	—	—
スピリッツ類		72	35,766	55	2	—
リキュール類		155	27,987	154	—	—
雑酒	発泡酒	×××	×××	×××	内1 1	—
	粉末酒	—	—	—	—	—
	その他雑酒	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	×××	—	—
合	計	83,049	14,094,124	86,895	内6 62	4,935

調査期間：課税数量、税額及び製成数量は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの数値である。

：製造場数及び販売場数は、平成17年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

関連表：「8-2」の「課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「8-4」の「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

その他：各欄ごとに端数処理を行っているので、合計は必ずしも一致しない。

税額欄の外書きは、平成12年度はしょうちゅう乙類、平成13年度は合成清酒、みりん、その他雑酒の手持品課税の税額を示す。

製造場数欄の内書きは、試験製造場を示す。

8 - 2 課 税 状 況

課 税 状 況

酒 類 の 種 類		課 税					
		従 量 税				計	
		一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用			
		数 量	税 額	数 量	税 額		
清 酒		ℓ ×××	千円 ×××	ℓ	千円	ℓ ×××	千 ×××
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—
し ょう ち ゅう	甲 類	×××	×××	—	—	×××	×××
	乙 類	×××	×××	—	—	×××	×××
	計	29.059	5,927.430	—	—	29.059	5,927.430
み り ん		—	—	—	—	—	—
ビ ー ル		32.199	5,780,706	—	—	32.199	5,780.706
果 実 酒 類		131	6,382	—	—	131	6,382
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	×××	×××	—	—	×××	×××
	ブ ラ ン デ ー	—	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	—	—	×××	×××
ス ピ リ ッ ツ 類		72	35,776	—	—	72	35,776
リ キ ュ ー ル 類		156	28,098	—	—	156	28,098
雑 酒		×××	×××	—	—	×××	×××
合 計		83,380	14,149,412	—	—	83.380	14,149,412

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免税を受けて移出するものをいう。

(注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第2項（アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有す酒税の税率の特例）該当のものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類

控		除		課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 (第30条第1項、 第2項目、第3項目)		災害減免法 (第7条)				未 納 税 出 移 出	輸 出
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
ℓ ×××	千円 ×××	ℓ —	千円 —	ℓ ×××	千円 ×××	ℓ —	ℓ 1
—	—	—	—	—	—	—	—
×××	×××	—	—	×××	×××	—	—
×××	×××	—	—	×××	×××	8,631	26
166	28,183	—	—	28,893	5,899,247	8,631	26
—	—	—	—	—	—	—	—
132	23,434	—	—	32,067	5,757,272	1,306	432
0	11	—	—	131	6,371	3	3
—	—	—	—	×××	×××	0	1
—	—	—	—	—	—	0	0
—	—	—	—	×××	×××	1	1
0	11	—	—	72	35,766	50	0
1	111	—	—	155	27,987	0	0
×××	×××	—	—	×××	×××	—	0
331	55,288	—	—	83,049	14,094,124	9,990	462

成17年4月30日までの申告又は処理による課税実績である。

るものに限る。)に対する税率)及び租税特別措置法第87条の2(低アルコール分のしょうちゅう等に係る

を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

8-3 製 成 数 量

(1) 酒類製成及び手持数量

酒 類 の 種 類		製 成 数 量 等					手持数量 (平成17年 3月31日 現在)
		製 成 ①	アルコール 等混和 ②	しょうちゅうの品目別 アルコール分等変更 ③	用 途 変更等 ④	差 引 計 (①+②+③-④)	
清 酒		kℓ ×××	kℓ —	kℓ —	kℓ —	kℓ ×××	kℓ ×××
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—
し ょ う ち ゅ う	甲 類	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	乙 類	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	計	28,049	1	26,598	23,528	31,120	35,985
み り ん		—	—	—	—	—	—
ビ ー ル		33,752	—	—	24	33,727	148
果実酒類	果 実 酒	153	—	—	—	153	62
	甘味果実酒	—	—	—	—	—	—
	計	153	—	—	—	153	62
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	×××	—	—	—	×××	×××
	ブ ラ ン デ ー	—	—	—	—	—	—
	計	×××	—	—	—	×××	×××
ス ビ リ ッ ツ 類		65	—	—	10	55	41
リ キ ュ ー ル 類		151	4	—	2	154	153
雑 酒		×××	—	—	×××	×××	×××
合 計		83,860	5	26,598	23,567	86,895	36,615

調査期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の製成数量を示したものである。

(2) 製成数量の累年比較

種類 年度	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	合 計	前年対比
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	%
12	×××	22,164	49,101	193	×××	80	182	×××	80,893	99.7
13	×××	22,361	41,427	145	×××	△144	170	×××	76,453	94.5
14	×××	23,975	38,362	87	×××	46	173	×××	79,720	104.3
15	×××	26,356	37,429	126	×××	46	159	×××	84,038	105.4
16	×××	31,120	33,727	153	×××	55	154	×××	86,895	103.4

8-4 販売（消費）数量

酒類の販売（消費）数量

区 分		酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					
		製 造 場 (課 税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者	計
清 酒		×××	×××	×××	×××	×××	×××
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—
しょうちゅう	甲 類	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	乙 類	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	計	30	12, 208	14, 384	1. 503	1, 013	29, 139
み り ん		—	—	—	—	—	—
ビ ー ル		—	27, 209	4. 619	92	148	32. 067
果 実 酒 類	果 実 酒	—	—	35	5	91	131
	甘味果実酒	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	35	5	91	131
ウイスキー類	ウイスキー	—	—	—	—	—	—
	ブランデー	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
スピリッツ類		—	46	12	8	5	72
リキュール類		—	53	55	22	25	155
雑 酒	発 泡 酒	—	19. 335	2. 348	—	39	21, 722
	粉 末 酒	—	—	—	—	—	—
	その他の雑酒	—	—	—	—	—	—
	計	—	19, 335	2, 348	—	39	21, 722
合 計		30	58, 852	21, 458	1, 633	1, 322	83, 294

調査期間等：「酒類製造者の移出数量」は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに酒類製造場か
「販売業者の販売数量」は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに販売した数量と

(単位：ℓ)

販売業者の販売数量		年度末現在 販売業者の 手持数量	消費者に対 する販売数 量計	販売（消費）数量の累年比較		
販売業者	消費者			平成13年度	平成14年度	平成15年度
1,520	949	245	×××	—	1,019	856
367	312	33	312	—	234	246
645	202	190	×××	—	397	176
26,560	13,320	1,793	×××	—	15,071	15,141
27,205	13,523	1,984	14,535	—	15,468	15,315
546	385	60	385	—	425	329
77,446	41,223	2,757	41,371	—	28,800	27,138
2,633	1,469	660	1,560	—	1,967	1,600
132	58	31	58	—	94	72
2,765	1,527	691	1,618	—	2,061	1,673
386	210	103	210	—	228	204
36	28	15	28	—	37	31
422	239	119	239	—	266	235
575	503	96	508	—	193	268
13,885	7,650	1,178	7,675	—	3,707	5,362
94,249	42,391	4,230	42,430	—	41,733	39,722
—	—	—	—	—	0	—
4,290	5,280	1,765	5,280	—	96	821
98,538	47,673	5,995	47,712	—	41,830	40,542
223,271	113,987	13,156	115,308	—	94,002	91,966

ら移出された数量である。

して、平成17年4月30日までに酒類販売業者から提出された報告書の集計値である。

8-5 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類		15 免 年 許 度 場 末 数	新 規 免 許 場 数	免 許 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	16 年 度				
						6 kℓ 未 満	6 kℓ 以 上	10 kℓ 以 上	60 kℓ 以 上	100kℓ 以 上
清 酒		場 4	場 1	場 1	場 —	場 3	場 1	場 —	場 —	場 —
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—	—	—	—
しょうちゅう	甲 類	2	—	—	—	1	—	1	—	—
	乙 類	50	2	1	—	5	—	9	4	13
	計	52	2	1	—	6	—	10	4	13
み り ん		2	—	—	—	2	—	—	—	—
ビ ー ル		6	1	1	—	2	—	1	2	—
果 実 酒 類	果 実 酒	9	2	1	—	7	—	2	—	1
	甘 味 果 実 酒	4	1	1	—	4	—	—	—	—
	計	13	3	2	—	11	—	2	—	1
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	4	—	—	—	4	—	—	—	—
	ブ ラ ン デ ー	3	—	—	—	3	—	—	—	—
	計	7	—	—	—	7	—	—	—	—
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	9	4	1	—	11	—	1	—	—
	原料用アルコール	29	1	1	—	26	—	3	—	—
	計	38	5	2	—	37	—	4	—	—
リ キ ュ ー ル 類		25	1	1	—	21	1	2	1	—
雑 酒	発 泡 酒	10	1	1	—	8	—	1	—	—
	粉 末 酒	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 雑 酒	1	—	—	—	1	—	—	—	—
	計	11	1	1	—	9	—	1	—	—
合 計		158	14	9	—	98	2	20	7	14
各酒類を通じたもの		—	—	—	—	9	—	12	6	14

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成17年3月31日

- (注) 1 1製造場で2以上の種類の製造免許を受けている場合は、酒類の種類又は品目の異なるごとに
 2 「16年度末製造場数」欄は、1製造場で2以上の種類の酒類を製造している場合には、年度内

末 免 許 場 数								た め の 免 許 場 数 左 の う ち 試 験 の	16 免 年 許 度 場 末 数	16 製 年 造 度 者 末 数
200kℓ 以 上	500kℓ 以 上	1,000kℓ 以 上	2,000kℓ 以 上	5,000kℓ 以 上	10,000kℓ 以 上	休 造	合 計			
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	者
—	—	—	—	—	—	—	4	3	—	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	2
6	3	7	4	—	—	—	51	5	51	51
6	3	7	4	—	—	—	53	5	53	53
—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	2
—	—	—	—	—	1	—	6	2	4	6
—	—	—	—	—	—	—	10	5	2	10
—	—	—	—	—	—	—	4	1	—	4
—	—	—	—	—	—	—	14	6	2	14
—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4
—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	3
—	—	—	—	—	—	—	7	2	—	7
—	—	—	—	—	—	—	12	5	2	12
—	—	—	—	—	—	—	29	1	—	29
—	—	—	—	—	—	—	41	6	2	41
—	—	—	—	—	—	—	25	5	—	25
—	—	—	—	—	1	—	10	4	1	9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1
—	—	—	—	—	1	—	11	5	1	10
6	3	7	4	—	2	—	163	36	62	162
6	3	7	4	—	1	—	62	6	—	61

それぞれ1場として掲げた。

において製造数量の最も多かった酒類の欄にのみ1場として掲げた。

酒 税

(2) みなし製造場数（蔵置場）

酒 類 の 種 類	びん詰のためのもの		販売の便 宜のため の も の	輸出のた めのもの	そ の 他 の も の		計
	自己の製造 した酒類の び ん 詰	共 同 の びん詰場			設置許可 を受けた も の	設置許可 を受けな い も の	
	場	場	場	場	場	場	場
清 酒	—	—	—	3	—	—	3
合 成 清 酒	—	—	—	3	—	—	3
しょうちゅう甲類	—	—	—	3	—	—	3
しょうちゅう乙類	4	1	—	4	8	—	17
み り ん	—	—	—	3	—	—	3
ビ ー ル	—	—	—	4	—	—	4
果 実 酒 類	—	—	—	6	—	—	6
ウ イ ス キ ー 類	—	—	—	8	—	—	8
ス ピ リ ッ ツ 類	2	—	—	5	3	—	10
リ キ ュ ー ル 類	1	1	—	4	2	—	8
雑 酒	—	—	—	7	—	—	7
合 計	7	2	—	50	13	—	72
うち実蔵置場数	4	1	—	4	8	—	17

調査対象等：酒税法第28条（未納税移出）の規定により蔵置場の設置許可を受けた場数である。

(3) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	番号	製造場数
酒 母	1	2 場
も ろ み	2	3 場

(4) 連続式蒸留機設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	1 場
基 数	1 基

(5) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

免 許 区 分		販売業者数	販 売 場 数	左のう 以休引ち一 販止しきて 続 場 年 き る 数
販売方法に限る旨の条件が付されているもの及び	全 酒 類	2,481 者	2,478 場	20 場
	ビ ー ル	—	—	—
	洋 酒	3	4	—
	輸 出 入 酒 類	9	11	—
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	—	—
		合成清酒・しょうちゅう	16	—
		ビ ー ル	—	—
		洋 酒	3	—
		計	19	—
	そ の 他 の 酒 類	3	7	—
	合 計	2,502	2,519	20
	合計のうち	小売業者の共同購入機関	—	—
		卸売業者の共同販売機関	1	—
		製造者の共同販売機関	—	—
販売方法に小売に限る旨のもの	全 酒 類	一 般 の も の	1,489	2,040
		特 殊 の も の	1	5
		期 限 付	—	—
		計	1,490	2,045
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の	1	9
		特 殊 の も の	217	362
		み り ん だ け の も の	—	—
		期 限 付	—	—
		計	218	371
	合 計	1,708	2,416	27
媒 介 業		1	2	—
代 理 業		—	—	—

調査時点：平成17年3月31日

(6) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数															酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう		み り ん	ビ ー ル	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		リ キ ュ ー ル 類	雑 酒	計		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	ス ピ リ ツ ツ	ア ル コ ー ル 用					
12	場 内 3 4	場 —	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 1 2	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 4 23	場 内 3 4	場 内30 147	場 内 5 59	場 5,969
13	場 内 3 4	場 —	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 5 24	場 内 4 6	場 内33 151	場 内 6 60	場 5,837
14	場 内 3 4	場 —	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 5 24	場 内 4 6	場 内33 151	場 内 6 60	場 5,723
15	場 内 3 4	場 —	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 4 9	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 4 9	場 内 1 29	場 内 5 25	場 内 5 11	場 内33 158	場 内 5 60	場 5,458
16	場 内 3 4	場 —	場 2	場 内 5 51	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 10	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 5 12	場 内 1 29	場 内 5 25	場 内 4 10	場 内36 163	場 内 5 62	場 4,935

(注) 内書は、試験製造免許場数である。

調査時点：平成17年3月31日

関 連 表：「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

(7) 税務署別免許場数

区 分		那 覇	平 良	石 垣	北 那 覇	名 護	沖 縄	合 計
		場	場	場	場	場	場	場
清 酒		—	—	—	(2) 2	—	(1) 2	(3) 4
しょうちゅう	甲 類	—	—	—	—	—	2	2
	乙 類	7	7	10	(2) 9	11	(3) 7	(5) 51
	計	7	7	10	(2) 9	11	(3) 9	(5) 53
み り ん		—	—	—	(1) 1	—	(1) 1	(2) 2
ビ ー ル		2	—	1	(1) 1	1	(1) 1	(2) 6
果 実 酒 類	果 実 酒	1	—	1	(2) 3	1	(3) 4	(5) 10
	甘 味 果 実 酒	—	—	1	(1) 2	—	1	(1) 4
	計	1	—	2	(3) 5	1	(3) 5	(6) 14
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	—	—	—	1	1	2	4
	ブ ラ ン デ ー	—	—	—	(1) 2	—	(1) 1	(2) 3
	計	—	—	—	(1) 3	1	(1) 3	(2) 7
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	—	—	—	(2) 4	3	(3) 5	(5) 12
	原 料 用 ア ル コ ー ル	7	—	5	(1) 6	5	6	(1) 29
	計	7	—	5	(3) 10	8	(3) 11	(6) 41
リ キ ュ ー ル 類		(1) 4	1	3	(2) 7	5	(2) 5	(5) 25
雑 酒		2	—	1	(3) 3	2	(2) 3	(5) 11
合 計		(1) 23	8	22	(18) 41	29	(17) 40	(36) 163
製 造 場 数		10	7	11	(3) 12	13	(3) 9	(7) 62
販 売 場 数		1,394	354	390	844	772	1,181	4,935

調査時点：平成17年3月31日

(注) 1 この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(5)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を税務署別に示したものである。

2 カッコ書は、本書きの内、試験製造免許場数を示したものである。